

Vol.5 No.31 2010年2月

『水道法の水質基準等の改正』

水道水質基準及び構造・材質の基準の改正

<厚生労働省令第18号 平成22年2月17日>

厚生労働省は、水道法と水道法施行令の水質基準改正を公布しました。今回の改正内容は、平成22年4月1日より施行となります。

この改正に伴い、水道水中のカドミウムの基準値が0.003 mg/L以下に改正されます。給水装置の構造及び材質の基準や水道施設の技術的基準も合わせ、以下の表のように改正されました。

〔カドミウムの水道水質基準等〕(単位 mg/L)

項目	新	旧
水道水質基準	0.003	0.01
給水装置の構造及び材質の基準 (器具の浸出液)		
水栓・給水装置の末端	0.0003	0.001
末端以外	0.003	0.01
水道施設の技術的基準	0.0003	0.001

：基準値は上表中の数値以下

また、給水装置の構造及び材質の基準と水道施設の技術的基準から、1,1,2-トリクロロエタンが項目削除されることとなりました。

水道水質検査優良試験所規範

『水道GLP』を取得しました。

水道水の水質検査業務の品質と信頼性のさらなる向上を図るため、水道GLPを取得しました。

平成22年1月30日現在において、関東地方(1都6県)で9機関が認定を受けていますが、民間の調査分析機関としては初の取得となります。



水道水の水質検査において、その精度と信頼性の確保は極めて重要な問題です。その解決のために食品や医薬品の分野で確立されている『優良試験所規範 = G L P (Good Laboratory Practice)』の取り組みを導入し、(社)日本水道協会が平成16年9月に水道GLPを作成しました。

人間が直接口にする水道水は、その安全性の確認、正確かつ高い精度の検査と高い信頼性が求められています。この水道GLPは、検査結果の品質管理システム、検査における適正な管理とその測定技術、外部審査における検査機関の妥当性の確認をすることによって、検査結果の信頼性を確保します。



ISO/IEC 17025 を取得しました。

近年、交通技術の著しい発達により、様々な物資が世界を流通し、物資の調査測定国際統一規格が望まれました。これを受け、ISOと国際電気標準会議(IEC)が共同で調査測定における国際規格「ISO/IEC 17025」を定めました。この規格は、製品検査等の試験結果における客観的信頼性を証明するものです。これにより、One Stop Testing が実現し、国際取引等で物資購入者が改めて試験をすることがなくなり、合理化が図られます。

今回、環境分析における ICP-AES および GC/MS の試験〔水質分析(Cr⁶⁺およびVOC)、土壌の溶出試験(B、Pb、Cd および Cr⁶⁺)〕について規格取得しました。今後、規格範囲の拡大を予定しています。

～編集後記～

バンクーバー冬季オリンピックが開催され、日本代表選手の奮闘をテレビ観戦しています。選手の日ごろの練習や技術習得も去ることながら、競技に必要なアイテムを開発提供しているメーカーの努力も大きいのだろうと思います。スキーやボブスレーなど雪面や氷との接触部の摩擦軽減の技術は、競技を有利にするだけでなく、各国の工業技術力の結晶なのだなぁ・・・と感心ながら観戦しています。 環境科学センター 農学博士 柿沼範洋



業務内容

調査・分析・測定部門(水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント) プラント・工事・メンテナンス部門(排水・用水処理の設計及び施工・各種メテ) 水処理薬品部門(ホウライン・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他) 環境保全機器部門(滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)

